さいたま市契約公報 第６号 令和７年４月１５日発行	発行所 さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号 さいたま市役所 （財政局契約管理部契約課）

目　次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（１１件）

○（仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校
整備（建築）工事…… ２

○（仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校
整備（機械設備）工事…… ９

○救急自動車…… １５

○大型水槽車…… １９

○消防団消防ポンプ自動車…… ２３

○救助工作車Ⅱ型…… ２６

○塵芥収集機械車３ｔシャーシー（プレス式・強制排出車）…… ３０

塵芥収集機械車３ｔシャーシー（回転板式・ダンプ排出車）…… ３０

○ガス回転釜…… ３４

消毒保管庫…… ３４

食器食缶洗浄機…… ３４

スチームコンベクションオーブン…… ３４

○建築総合情報システム構築業務…… ３８

○さいたま市立浦和南高等学校コンピュータ教室用パソコンシステム賃貸借… ４２

○さいたま市図書館電算システムサーバ機器等賃貸借…… ４６

特定調達契約の落札者等の公示

・さいたま市本庁舎外清掃業務…… ５０

・さいたま市市税等収納滞納帳票作成業務…… ５０

・さいたま市本庁舎外８４施設で使用する電気…… ５０

・さいたま市食肉中央卸売市場で使用する電気…… ５０

・藤右衛門中継ポンプ場外１６か所で使用する電気…… ５０

・消防救急デジタル無線基地局設備保守業務…… ５０

・さいたま市収納データ作成等処理業務…… ５０

・さいたま市教職員人事給与システム運用保守業務…… ５１

一般競争入札の告示（１４件）

○令和７年度政令指定都市市民による都市イメージ比較調査業務…… ５１

○さいたま市新庁舎整備事業に係る環境影響評価業務…… ５４

○令和７年度さいたま市総合防災訓練・防災フェア
（第４６回九都県市合同防災訓練・中央会場）会場設営等支援業務…… ５８

○指導車…… ６１

○人員輸送車…… ６４
○小型搬送車…… ６６
○真空冷却機…… ６９
牛乳保冷庫…… ６９
立体炊飯器…… ６９
フードスライサー…… ６９
業務用冷凍庫　外２件…… ６９
フライヤー…… ６９
消毒保管庫（仲本小学校）外１件…… ６９
ガス回転釜（上木崎小学校）外８件…… ６９
○小学校給食用ランチ皿　外２件…… ７３
○垂直ゲート付ダンプ車２ｔ積載…… ７５
○さいたま納税コールセンター業務…… ７８
○さいたま市大宮区役所維持管理・運営モニタリング支援業務…… ８１
○さいたま市被保護者健康管理支援業務…… ８５
○さいたま市乳幼児健康診査・幼児歯科健康診査書類等印刷・封入業務…… ８８
○さいたま市立浦和南高等学校ＡＬ教室システム賃貸借…… ９１
公募型プロポーザル方式の手続の開始（２件）
○さいたま市次世代型太陽電池等の導入推進支援業務…… ９４
○岩槻駅東西自由通路デジタルサイネージ設置業務…… ９７

〔水道局〕
特定調達契約の落札者等の公示
・次亜塩素酸ナトリウム（単価契約）…… １０１
・さいたま市水道局水道庁舎外３か所で使用する電気…… １０１
・水道局基幹系システム管理業務【単価契約】…… １０１
・水道局基幹系システム機器管理業務…… １０１
・営業系業務に関する水道料金システム帳票作成等業務【単価契約】…… １０１
・営業系業務に関する水道料金システム電算処理等業務…… １０２
・マッピングシステム更新入力業務（単価契約）…… １０２

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第３８号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１５年さいたま市規則第１３２号）第５条の規定により、次のとおり公告する。

令和７年４月１５日

さいたま市長　清　水　勇　人

1　競争入札に付する事項

⑴　契約整理番号

０７－５２０８－１

⑵　工事名

（仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備（建築）工事

⑶　工事場所

さいたま市南区沼影２－７－３５外

⑷　工事期間

議会の議決を得たる日から令和１０年１月２８日まで

⑸　工事概要

新築工事　延べ面積３５，１５２．３８㎡　ＲＣ造一部Ｓ造　地上５階建て

⑹　予定価格

１６，３４６，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

⑺　調査基準価格

設定する（失格基準なし）。

⑻　本工事は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

⑼　本工事は、「さいたま市営繕工事における週休２日促進工事」の対象案件である。

⑽　本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。

⑾　本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。

2　入札参加資格

本工事の入札に参加できるのは、次の⑴から⑾までの要件を満たす構成員により結成された３者による特定共同企業体とし、その結成方法は、⑿によるものとする。

⑴　令和７年度さいたま市の特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種「建築工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和７年４月２５日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期

間がない者であること。

⑷　入札参加資格の確認申請の日から開札日までの間、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、名簿に登載されている者に限る。

⑸　本入札の公告日において、健康保険法（大正１１年法律第７０号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）による厚生年金及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）による雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入している者であること。ただし、社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

⑹　入札参加資格の確認申請の日において、建築一式工事に係る建設業法による特定建設業の許可を受けている者であること。

⑺　本入札の公告日から令和７年５月２８日（水）までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

⑻　本入札の公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を２回以上受けていない者であること。

⑼　代表構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア　入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、建築一式工事について１，２００点以上であること。ただし、２⑷の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ　本公告日において、平成２７年度以降に、１棟の延べ面積１２，０００㎡以上で、地上５階建て以上の建物の新築、増築又は改築工事（ただし、増築又は改築工事にあたっては、当該増築又は改築部分について延べ面積１２，０００㎡以上であること。）を、元請として完成させた実績があること（ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が２０％以上のものに限る。）。

ウ　次の要件を満たす監理技術者を専任で施工現場に配置することができること。

⑺　建設業法における建築工事に係る監理技術者資格者証を有する者かつ監理技術者講習を受けている者であること。

⑴　入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に３か月以上の雇用関係にある者であること。

⑽　代表構成員以外の構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア　入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、建築一式工事について９５０点以上であること。ただし、２⑷の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ　次の条件を満たす主任技術者を専任で施工現場に配置することができること。

⑺　建設業法における建築工事に係る主任技術者の資格を有している者であること。

⑴　入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に３か月以上の雇用関係にある者であること。

⑾　官公需適格組合については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合数値を、令

和７年さいたま市告示第４８６号の３⑴に定める算出方法の特例により算出した客観点数に読み替えて算定できるものとする。

⑿　特定共同企業体の結成方法

ア　３者による自主結成とする。

イ　構成員の出資比率は、２０％以上とし、代表構成員の出資比率は、構成員中最大とする。

ウ　事業協同組合とその組合員は、同一の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

エ　１者が複数の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

３　入札手続の方法

本入札は、さいたま市電子入札運用基準（平成１８年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

４　入札説明書の交付等

さいたま市ホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。

５　入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。ただし、明らかに入札参加資格がないと認められるときは、書類を受理しない。また、受理した書類等の返却は行わない。

⑴　提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

また、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札方式参加申請書とともに書面により提出すること。

⑵　提出先

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

担当　工事契約第１係　電話　０４８（８２９）１１８０

⑶　提出期間

令和７年４月２３日（水）から令和７年５月８日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後４時まで）

⑷　提出部数

１部

６　入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

⑴　交付場所

５⑵に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１３日（火）午前９時から午後４時まで

⑶　その他

入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。また、通知を受けた者は、その理由について、令和７年５月１３日（火）から令和７年５月１５日（木）（午前９時から午後５時まで）までに５⑵に対し、書面又は口頭で説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、令和７年５月１９日（月）午後５時までに書面又は口頭により回答する。

７　入札書の提出方法

入札書の提出方法は次のとおりとする。なお、変更する場合は、別途通知する。

⑴　提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

⑵　提出期間

令和７年５月２６日（月）午前９時から令和７年５月２８日（水）午後５時まで（持参の場合は、休日を除く午前９時から午後５時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

⑶　郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課工事契約第１係

８　開札の日時及び場所

⑴　日時

令和７年５月２９日（木）午後１時３０分

⑵　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟１階第１入札室

９　落札者の決定方法

さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とすることがある。

１０　入札保証金

免除する。

１１　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

⑴　入札に参加する資格のない者のした入札

⑵　電子証明書を不正に使用した者がした入札

⑶　電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

⑷　不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

⑸　談合その他不正行為があったと認められる入札

⑹　虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書類を提出した者がした入札

⑺　予定価格を超えた金額による入札

⑻　郵送又は持参による入札の場合において、次に掲げる入札をした者がした入札

ア　入札者の押印のない入札書による入札
イ　金額を訂正した入札書による入札
ウ　記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
エ　押印された印影が明らかでない入札書による入札
オ　記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
カ　代理人で委任状を提出しない者がした入札
キ　他人の代理を兼ねた者がした入札
ク　２以上の入札書を提出した者がした入札又は２者以上の代理をした者がした入札
ケ　入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった者の入札

⑼　その他公告に示す事項に反した者がした入札

１２　契約保証金

⑴　落札者は、契約金額の１００分の１０以上（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）を納付又は次に掲げる有価証券等を担保として提出しなければならない。

ア　政府の保証のある債券
イ　銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条の金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払い保証した小切手
ウ　銀行等の保証証書
エ　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証証書

⑵　次に掲げる者は、契約保証金の納付について免除する。

ア　保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者
イ　委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、その履行保証証券を提出した者

⑶　契約保証金は、契約の履行後、受注者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、受注者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

１３　支払条件

⑴　前金払

当該会計年度における支払限度額の１０分の４以内とする。この場合において、１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

⑵　中間前金払

契約締結時に中間前金払を選択することができる。中間前金払を選択したときの中間前払金の額は、当該会計年度における支払限度額の１０分の２以内とする。この場合において、１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

⑶　部分払

３か月ごとに出来形部分の１０分の９に相当する額を限度とする。ただし、中間前金払を選択した場合においては、当該会計年度末に部分払を請求する場合を除き、部分払を請求することはできない。

１４　その他

⑴　名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア　名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html

イ　申請場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

電話　０４８（８２９）１１７９　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

ウ　受付時間

休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑵　契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部契約課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑶　落札者は、５により確認を受けた配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。

⑷　入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

⑸　開札は、一般に公開するものとする。ただし、傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

⑹　議決の要否

要

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取りかわし、議会の議決後に本契約を締結する。

⑺　契約書作成の要否

要

契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。

⑻　契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑼　落札者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、さいたま市財政局契約管理部契約課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

１５　担当課

⑴　入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

電話　０４８（８２９）１１８０　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

⑵　工事を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市建設局建築部教育施設建築課

電話　０４８（８２９）１５２８　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８２

１６　Summary

⑴　Contract for tender:

Municipal school construction near Musashi-Urawa Station

⑵　Date and time of tender:

From May 26, 2025, 9:00 a.m. to May 28, 2025, 5:00 p.m.

⑶　Date and time of bid opening:

May 29, 2025, 1:30 p.m.

⑷　Point of contact for the notice:

Contract Division, Contract Management Department, Finance Bureau

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City

Tel: 048-829-1180

さいたま市公告（調達）第３９号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１５年さいたま市規則第１３２号）第５条の規定により、次のとおり公告する。

令和７年４月１５日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　契約整理番号

０７－５２０８－２

⑵　工事名

（仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備（機械設備）工事

⑶　工事場所

さいたま市南区沼影２－７－３５外

⑷　工事期間

議会の議決を得たる日から令和１０年１月２８日まで

⑸　工事概要

空気調和設備工事一式　換気設備工事一式　自動制御設備工事一式　衛生器具設備工事一式　給水設備工事一式　排水設備工事一式　給湯設備工事一式　消火設備工事一式　厨房設備工事一式　ガス設備工事一式　雨水ろ過設備工事一式

⑹　予定価格

３，３２７，５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

⑺　調査基準価格

設定する（失格基準なし）。

⑻　本工事は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

⑼　「(仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備（建築）工事」の落札者が決まら

ないときは、本件入札に関する開札を中止する場合がある。

⑽　「(仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備（建築）工事」の入札の結果、落札者決定を保留した場合には、本入札においても落札者の決定を保留する。

⑾　本工事は、「さいたま市営繕工事における週休２日促進工事」の対象案件である。

⑿　本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。

⒀　本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型)」の対象案件である。

２　入札参加資格

本工事の入札に参加できるのは、次の⑴から⑾までの要件を満たす構成員により結成された３者による特定共同企業体とし、その結成方法は、⑿によるものとする。

⑴　令和７年度さいたま市の特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種「管工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和７年４月２５日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札参加資格の確認申請の日から開札日までの間、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、名簿に登載されている者に限る。

⑸　本入札の公告日において、健康保険法（大正１１年法律第７０号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）による厚生年金及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）による雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入している者であること。ただし、社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

⑹　入札参加資格の確認申請の日において、管工事に係る建設業法による特定建設業の許可を受けている者であること。

⑺　本入札の公告日から令和７年５月２８日（水）までの期間において、同一入札に参加しようと

する者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

⑻　本入札の公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を２回以上受けていない者であること。

⑼　代表構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア　入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、管工事について９００点以上であること。ただし、２⑷の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ　本公告日において、平成２７年度以降に、１棟の延べ面積５，０００㎡以上の建物の新築、増築又は改築工事（ただし、増築又は改築工事にあたっては、当該増築又は改築部分について延べ面積５，０００㎡以上であること。）に係る空調設備工事又は給排水設備工事を、元請として完成させた実績があること（ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が２０％以上のものに限る。）。

ウ　次の要件を満たす監理技術者を専任で施工現場に配置することができること。

⑺　建設業法における建築工事に係る監理技術者資格者証を有する者かつ監理技術者講習を受けている者であること。

⑴　入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に３か月以上の雇用関係にある者であること。

⑽　代表構成員以外の構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア　入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、管工事について８５０点以上であること。ただし、２⑷の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ　次の条件を満たす主任技術者を専任で施工現場に配置することができること。

⑺　建設業法における管工事に係る主任技術者の資格を有している者であること。

⑴　入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に３か月以上の雇用関係にある者であること。

⑾　官公需適格組合については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合数値を、令和７年さいたま市告示第４８６号の３⑴に定める算出方法の特例により算出した客観点数に読み替えて算定できるものとする。

⑿　特定共同企業体の結成方法

ア　３者による自主結成とする。

イ　構成員の出資比率は、２０％以上とし、代表構成員の出資比率は、構成員中最大とする。

ウ　事業協同組合とその組合員は、同一の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

エ　１者が複数の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

３　入札手続の方法

本入札は、さいたま市電子入札運用基準（平成１８年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

４　入札説明書の交付等

さいたま市ホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。

５　入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。ただし、明らかに入札参加資格がないと認められるときは、書類を受理しない。また、受理した書類等の返却は行わない。

⑴　提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

また、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札方式参加申請書とともに書面により提出すること。

⑵　提出先

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

担当　工事契約第１係　電話　０４８（８２９）１１８０

⑶　提出期間

令和７年４月２３日（水）から令和７年５月８日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後４時まで）

⑷　提出部数

１部

6　入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

⑴　交付場所

５⑵に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１３日（火）午前９時から午後４時まで

⑶　その他

入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。また、通知を受けた者は、その理由について、令和７年５月１３日（火）から令和７年５月１５日（木）（午前９時から午後５時まで）までに５⑵に対し、書面又は口頭で説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、令和７年５月１９日（月）午後５時までに書面又は口頭により回答する。

7　入札書の提出方法

入札書の提出方法は次のとおりとする。なお、変更する場合は、別途通知する。

⑴　提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

⑵　提出期間

令和７年５月２６日（月）午前９時から令和７年５月２８日（水）午後５時まで（持参の場合は、休日を除く午前９時から午後５時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

⑶　郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

工事契約第１係

８　開札の日時及び場所

⑴　日時

令和７年５月２９日（木）午後１時５０分

⑵　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟１階第１入札室

９　落札者の決定方法

さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とすることがある。

１０　入札保証金

免除する。

１１　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

⑴　入札に参加する資格のない者のした入札

⑵　電子証明書を不正に使用した者がした入札

⑶　電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

⑷　不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

⑸　談合その他不正行為があったと認められる入札

⑹　虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書類を提出した者がした入札

⑺　予定価格を超えた金額による入札

⑻　郵送又は持参による入札の場合において、次に掲げる入札をした者がした入札

ア　入札者の押印のない入札書による入札

イ　金額を訂正した入札書による入札

ウ　記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札

エ　押印された印影が明らかでない入札書による入札

オ　記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

カ　代理人で委任状を提出しない者がした入札

キ　他人の代理を兼ねた者がした入札

ク　２以上の入札書を提出した者がした入札又は２者以上の代理をした者がした入札

ケ　入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった者の入札

⑼　その他公告に示す事項に反した者がした入札

１２　契約保証金

⑴　落札者は、契約金額の１００分の１０以上（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）を納付又は次に掲げる有価証券等を担保として提出しなければならない。

ア　政府の保証のある債券

イ　銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条の金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払い保証した小切手

ウ　銀行等の保証証書

エ　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証証書

⑵　次に掲げる者は、契約保証金の納付について免除する。

ア　保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者

イ　委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、その履行保証証券を提出した者

⑶　契約保証金は、契約の履行後、受注者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、受注者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

１３　支払条件

⑴　前金払

当該会計年度における支払限度額の１０分の４以内とする。この場合において、１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

⑵　中間前金払

契約締結時に中間前金払を選択することができる。中間前金払を選択したときの中間前払金の額は、当該会計年度における支払限度額の１０分の２以内とする。この場合において、１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

⑶　部分払

３か月ごとに出来形部分の１０分の９に相当する額を限度とする。ただし、中間前金払を選択した場合においては、当該会計年度末に部分払を請求する場合を除き、部分払を請求することはできない。

１４　その他

⑴　名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア　名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html

イ　申請場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

電話　０４８（８２９）１１７９　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

ウ　受付時間

休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑵　契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部契約課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑶　落札者は、５により確認を受けた配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。

⑷　入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を

申し立てることはできない。

⑸　開札は、一般に公開するものとする。ただし、傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

⑹　議決の要否

要

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取りかわし、議会の議決後に本契約を締結する。

⑺　契約書作成の要否

要

契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。

⑻　契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑼　落札者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、さいたま市財政局契約管理部契約課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

１５　担当課

⑴　入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

電話　０４８（８２９）１１８０　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

⑵　工事を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市建設局建築部教育施設設備課

電話　０４８（８２９）１８４１　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８２

１６　Summary

⑴　Contract for tender:

Equipment installation in municipal school(s) near Musashi-Urawa Station

⑵　Date and time of tender:

From May 26, 2025, 9:00 a.m. to May 28, 2025, 5:00 p.m.

⑶　Date and time of bid opening:

May 29, 2025, 1:50 p.m.

⑷　Point of contact for the notice:

Contract Division, Contract Management Department, Finance Bureau

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City

Tel: 048-829-1180

さいたま市公告（調達）第４０号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和７年４月１５日

さいたま市長　清　水　勇　人

1　競争入札に付する事項

⑴　件名及び数量

救急自動車　７台

⑵　納入場所

さいたま市浦和区常盤６－１－２８　さいたま市消防局

⑶　特質等

入札説明書のとおり

⑷　納入期限

令和８年３月１９日

2　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　令和７年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「車輌・船舶・バイク・自転車」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和７年４月２８日（月）までに資格審査の申請を行うこと。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

担当　物品契約係　電話　０４８（８２９）１１８１

⑵　交付期間

公告の日から令和７年５月９日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後５時まで）

⑶　交付費用

無償

4　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

5　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１９日（月）及び令和７年５月２０日（火）午前９時から午後５時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア　受領期限

令和７年５月２６日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ　送付先

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

⑶　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）午後２時００分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟１階第１入札室

⑷　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

６⑶イに同じ

⑹　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成１５年さいたま市制定）第１５条に該当する入札は無効とする。

⑻　契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

電話　０４８（８２９）１１８１　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

７　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

要

８　その他

⑴　この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア　名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html

イ　申請場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

電話　０４８（８２９）１１７９　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

ウ　受付時間

休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑶　契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑷　詳細は、入札説明書による。

9　Summary

⑴　Contract for tender:

Ambulance, 7 Units

⑵　Date and time of tender:

May 28, 2025, 2:00 p.m.

⑶　Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第４１号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和７年４月１５日

さいたま市長　清　水　勇　人

1　競争入札に付する事項

⑴　件名及び数量

大型水槽車　１台

⑵　納入場所

さいたま市浦和区常盤６－１－２８　さいたま市消防局

⑶　特質等

入札説明書のとおり

⑷　納入期限

令和８年３月２５日

2　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　令和７年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「車輌・船舶・バイク・自転車」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さ

いたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和７年４月２８日（月）までに資格審査の申請を行うこと。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

担当　物品契約係　電話　０４８（８２９）１１８１

⑵　交付期間

公告の日から令和７年５月９日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後５時まで）

⑶　交付費用

無償

４　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

5　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１９日（月）及び令和７年５月２０日（火）午前９時から午後５時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア　受領期限

令和７年５月２６日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ　送付先

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

⑶　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）午後２時１０分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟１階第１入札室

⑷　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

６⑶イに同じ

⑹　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成１５年さいたま市制定）第１５条に該当する入札は無効とする。

⑻　契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

電話　０４８（８２９）１１８１　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

7　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

要

8　その他

⑴　この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア　名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html

イ　申請場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

電話　０４８（８２９）１１７９　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

ウ　受付時間

休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑶　契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑷　詳細は、入札説明書による。

9　Summary

⑴　Contract for tender:

Large water tunker, 1 Unit

⑵　Date and time of tender:

May 28, 2025, 2:10 p.m.

⑶　Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第４２号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和７年４月１５日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名及び数量

消防団消防ポンプ自動車　４台

⑵　納入場所

さいたま市浦和区常盤６－１－２８　さいたま市消防局

⑶　特質等

入札説明書のとおり

⑷　納入期限

令和８年３月１３日

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　令和７年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「車輌・船舶・バイク・自転車」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和７年４月２８日（月）までに資格審査の申請を行うこと。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

担当　物品契約係　電話　０４８（８２９）１１８１

⑵　交付期間

公告の日から令和７年５月９日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後５時まで）

⑶　交付費用

無償

4　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

5　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１９日（月）及び令和７年５月２０日（火）午前９時から午後５時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア　受領期限

令和７年５月２６日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ　送付先

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

⑶　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）午後２時２０分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟１階第１入札室

⑷　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

６⑶イに同じ

⑹　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成１５年さいたま市制定）第１５条に該当する入札は無効とする。

⑻　契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

電話　０４８（８２９）１１８１　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

７　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

要

８　その他

⑴　この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア　名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html

イ　申請場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

電話　０４８（８２９）１１７９　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

ウ　受付時間

休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑶　契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑷　詳細は、入札説明書による。

9　Summary

⑴　Contract for tender:

Pumper Fire Truck, 4 Units

⑵　Date and time of tender:

May 28, 2025, 2:20 p.m.

⑶　Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第４３号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和７年４月１５日

さいたま市長　清　水　勇　人

1　競争入札に付する事項

⑴　件名及び数量

救助工作車Ⅱ型　１台

⑵　納入場所

さいたま市浦和区常盤６－１－２８　さいたま市消防局

⑶　特質等

入札説明書のとおり

⑷　納入期限

令和８年３月２５日

2　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　令和７年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「車輌・船舶・バイク・自転車」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和７年４月２８日（月）までに資格審査の申請を行うこと。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

担当　物品契約係　電話　０４８（８２９）１１８１

⑵　交付期間

公告の日から令和７年５月９日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後５時まで）

⑶　交付費用

無償

４　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

５　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１９日（月）及び令和７年５月２０日（火）午前９時から午後５時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

６　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア　受領期限

令和７年５月２６日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ　送付先

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

⑶　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）午後２時３０分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟１階第１入札室

⑷　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

６⑶イに同じ

⑹　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成１５年さいたま市制定）第１５条に該当する入札は無効とする。

⑻　契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

電話　０４８（８２９）１１８１　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

７　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

要

８　その他

⑴　この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア　名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html

イ　申請場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

電話　０４８（８２９）１１７９　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

ウ　受付時間

休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑶　契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑷　詳細は、入札説明書による。

9　Summary

⑴　Contract for tender:

Rescue Engine(Type2), 1 Unit

⑵ Date and time of tender:
May 28, 2025, 2:30 p.m.

⑶ Contact point for the notice:
Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第４４号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和７年４月１５日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名及び数量

ア　塵芥収集機械車３ｔシャーシー（プレス式・強制排出車）　３台

イ　塵芥収集機械車３ｔシャーシー（回転板式・ダンプ排出車）　４台

⑵　納入場所

ア　１⑴アの物品

さいたま市西区宝来５２－１　さいたま市西部清掃事務所

イ　１⑴イの物品

さいたま市緑区大崎３１７　さいたま市東部清掃事務所

⑶　特質等

入札説明書による。

⑷　納入期限

令和８年３月２７日

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　令和７年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「車輌・船舶・バイク・自転車」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和７年４月２８日（月）までに資格審査の申請を行うこと。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

担当　物品契約係　電話　０４８（８２９）１１８１

⑵　交付期間

公告の日から令和７年５月９日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後５時まで）

⑶　交付費用

無償

４　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

５　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１５日（木）及び令和７年５月１６日（金）午前９時から午後５時まで。なお、

交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において競争入札に付する物品ごとの返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

６　入札手続等

⑴　入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア　受領期限

令和７年５月２６日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ　送付先

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

⑶　入札の日時及び場所

ア　日時

㈠　１⑴アの物品　令和７年５月２８日（水）午後３時１０分

㈡　１⑴イの物品　令和７年５月２８日（水）午後３時２０分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟１階第１入札室

⑷　入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

６⑶イに同じ

⑹　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成１５年さいたま市制定）第１５条に該当する入札は無効とする。

⑻　契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

電話　０４８（８２９）１１８１　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

7　契約手続等

⑴　契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

否

8　その他

⑴　この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア　名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html

イ　申請場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

電話　０４８（８２９）１１７９　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

ウ　受付時間

休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑶　契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑷　詳細は、入札説明書による。

9　Summary

⑴　Contract for tender:

a　3-ton chassis compression garbage collection truck with ejector mechanism, 3 units

b　3-ton chassis mobile packer garbage collection truck with dumping mechanism, 4 units

⑵　Date and time of tender:

a　May 28, 2025, 3:10 p.m.

b　May 28, 2025, 3:20 p.m.

⑶　Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第４５号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和７年４月１５日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名及び数量

ア　ガス回転釜　２１台

イ　消毒保管庫　３５台

ウ　食器食缶洗浄機　７台

エ　スチームコンベクションオーブン　６台

⑵　納入場所

ア　１⑴アの物品

さいたま市桜区西堀７－２１－１　さいたま市立土合小学校外３校

イ　１⑴イの物品

さいたま市桜区西堀７－２１－１　さいたま市立土合小学校外５校

ウ　１⑴ウの物品

さいたま市南区広ヶ谷戸２４　さいたま市立大谷口小学校外６校

エ　１⑴エの物品

さいたま市桜区西堀７－２１－１　さいたま市立土合小学校外５校

⑶　特質等

入札説明書のとおり

⑷　納入期限

令和８年３月３１日

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　令和７年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「厨房機器」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和７・８年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧の業務区分「販売」、営業品目「厨房機器」で登載されている者については、この審査を受けているものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和７年４月３０日（水）までに資格審査の申請を行うこと。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要

綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

担当　物品契約係　電話　０４８（８２９）１１８１

⑵　交付期間

公告の日から令和７年５月９日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後５時まで）

⑶　交付費用

無償

４　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

５　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１５日（木）及び令和７年５月１６日（金）午前９時から午後５時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞

退したものとみなす。

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において、競争入札に付する購入物品ごとの返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

６　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア　受領期限

令和７年５月３０日（金）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ　送付先

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

⑶　入札の日時及び場所

ア　日時

㈠　１⑴アの物品　令和７年６月２日（月）午前９時００分

㈡　１⑴イの物品　令和７年６月２日（月）午前９時１５分

㈢　１⑴ウの物品　令和７年６月２日（月）午前９時３０分

㈣　１⑴エの物品　令和７年６月２日（月）午前９時４５分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－１４－１６　さいたま市水道局水道庁舎２階会議室

⑷　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年６月２日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

６⑶イに同じ

⑹　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成１５年さいたま市制定）第１５条に該当する入札は無効とする。

⑻　契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

電話　０４８（８２９）１１８１　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

7　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

否

8　その他

⑴　この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア　名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html

イ　申請場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

電話　０４８（８２９）１１７９　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

ウ　受付時間

休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑶　契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑷　詳細は、入札説明書による。

9　Summary

⑴　Contract for tender:

a　Tilting gas kettle , 21 units

b　Sterilizer cabinet for utensils , 35 units

c　Dishwasher for tableware and serving pails , 7 units

d　Convection steam oven , 6 units

⑵　Date and time of tender:

a　June 2, 2025, 9:00 a.m.

b　June 2, 2025, 9:15 a.m.

c　June 2, 2025, 9:30 a.m.

d　June 2, 2025, 9:45 a.m.

⑶　Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第４６号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和７年４月１５日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

建築総合情報システム構築業務

⑵　履行場所

さいたま市域

⑶　業務概要

仕様書のとおり

⑷　履行期間

契約締結日から令和８年３月２７日まで

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　令和７年度さいたま市の特定調達契約に係る設計・調査・測量の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「測量」、業務分類「地図の調製」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業務について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和７年４月２２日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）又は、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除処置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑹　平成２７年４月１日以降に、都道府県、政令指定都市、中核市、特別区のいずれかにおいて、建築総合情報システム（建築確認台帳や各種許可・認定及び指定道路の管理、地理情報システムとの連携、ＩＣＢＡ電子報告連携、建築計画概要書等の窓口自動交付の全ての機能を有するものをいう。以下同じ。）の構築業務を契約（同一自治体でのものに限る。ただし、一括か分割かは問わない）し、かつ誠実に履行した実績を有している者であること。

⑺　次のア～ウまでの要件を全て満たす管理技術者、担当技術者、照査技術者を配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者、担当技術者、照査技術者は兼ねることはできない。

ア　管理技術者

平成２７年４月１日以降に、建築総合情報システムの構築又は保守に係る業務（機能のうちの一部でも可）及び統合型地理情報システムの構築又は保守に係る業務のいずれの実績も有する者

イ　担当技術者

一級建築士（公益社団法人 日本建築士会連合会）の資格を有する者

ウ　照査技術者

空間情報総括監理技術者（公益社団法人日本測量協会）の資格を有する者

⑻　次のア～エまでの全ての認証を取得している者であること。

ア　品質マネジメントシステム（ＩＳＯ９００１）

イ　環境マネジメントシステム（ＩＳＯ１４００１）

ウ　情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＯ２７００１）

エ　個人情報保護マネジメントシステム（ＪＩＳ Ｑ １５００１）

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。

⑴　交付場所

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市建設局建築部建築行政課担当　建築行政係　電話　０４８（８２９）１５３３

⑵　交付期間

公告の日から令和７年５月７日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１項第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後４時まで）

⑶　交付費用

無償

⑷　交付方法

ＣＤ－ＲＯＭ

４　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

5　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１６日（金）午前９時から午後４時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6　競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

⑴　本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

⑵　競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出資料について、虚偽の記載をしたとき

7　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア　受領期限

令和７年５月２６日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ　送付先

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市建設局建築部建築行政課

⑶　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）午前９時００分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟２階第２会議室

⑷　入札保証金

免除

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

７⑶イに同じ

⑹　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は、同条第３項の規定により調査を行う場合がある。

⑺　入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成１５年さいたま市制定）第１５条に該当する入札は無効とする。

⑻　入札事務を担当する部署

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市建設局建築部建築総務課

電話　０４８（８２９）１５３８　ＦＡＸ０４８（８２９）１９８２

⑼　業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市建設局建築部建築行政課建築行政係

電話　０４８（８２９）１５３３　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８２

８　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

否

９　その他

⑴　この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア　名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html

イ　申請場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課
電話　０４８（８２９）１１７９　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

ウ　受付時間
休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑶　契約条項等は、さいたま市建設局建築部建築行政課及びホームページにおいて閲覧できる。
https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑷　詳細は、入札説明書による。

9　Summary

⑴　Contract for tender:
Development of an integrated construction information system

⑵　Date and time of tender:
May 28, 2025, 9:00 a.m.

⑶　Contact point for the notice:
Construction Administration Division, Department of Construction, Construction Bureau, Saitama City
6-4-4, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1533

さいたま市公告（調達）第４７号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和７年４月１５日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名
さいたま市立浦和南高等学校コンピュータ教室用パソコンシステム賃貸借

⑵　借入場所
さいたま市南区辻６－５－３１

⑶　数量・特質等
入札説明書のとおり

⑷　借入期間
令和７年９月１日から令和１１年８月３１日まで

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　令和７年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目（大分類）「ＯＡ機器・用品」内の営業品目（小分類）「パソコンシステム（配線工事を伴うもの）」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約

管理部契約課に所定の様式により、令和７年４月２５日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課

担当　管理係　電話　０４８（８２９）１６７３

⑵　交付期間

公告の日から令和７年４月３０日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後４時まで）

⑶　交付費用

無償

４　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

５　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１４日（水）午前９時から午後４時まで

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

６　入札手続等

⑴　入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料１月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア　受領期限

令和７年５月２７日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ　送付先

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課

⑶　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月３０日（金）午後２時００分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所第二別館１階第１会議室

⑷　入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月３０日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

６⑶イに同じ

⑹　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成１５年さいたま市制定）第１５条に該当する入札は無効とする。

⑻　入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課

電話　０４８（８２９）１６７３　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９９０

7　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

否

8　その他

⑴　この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア　名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html

イ　申請場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

電話　０４８（８２９）１１７９　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

ウ　受付時間

休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑶　契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑷　詳細は、入札説明書による。

9　Summary

⑴　Lease contract for tender:

Personal computer(s) for use in the computer lab of Urawa-Minami High School, Saitama City

⑵　Date and time of tender:

May 30, 2025, 2:00 p.m.

⑶　Contact point for the notice:

High School Education Division, Department of School Education, Board of Education Secretariat, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1673

さいたま市公告（調達）第４８号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和７年４月１５日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

さいたま市図書館電算システムサーバ機器等賃貸借

⑵　借入場所

さいたま市データセンター

⑶　数量・特質等

仕様書のとおり

⑷　借入期間

令和８年３月１日から令和１３年２月２８日まで

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　令和７年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目（大分類）「ＯＡ機器・用品」内の営業品目（小分類）「パソコン（付属品含む）」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和７・８年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(物品等)(以下「名簿」という。)に同業務で登載されている者については、この審査を受けているものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により令和７年４月２４日(木)までに資格審査の申請を行うこと。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　本入札公告日時点において、政令指定都市における導入実績が１件以上ある図書館電算システム（資料の貸出、返却等、図書館業務全般に対応するシステム）を納入できる者であること。

⑸　賃貸借された納入機器等を設置、設定し、常時正常な状態又は充分に機能が働く状態に維持し、万一問題が発生した場合には即時に対応ができること。

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区東高砂町１１－１　さいたま市教育委員会中央図書館管理課
担当　企画・調査係　電話　０４８（８７１）２１７６

⑵　交付期間

公告の日から令和７年５月７日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後４時まで）

⑶　交付費用

無償

⑷　交付方法

ＣＤ若しくはＤＶＤ

⑸　入札説明書等の返却

交付した入札説明書等は、入札書提出時に返却すること。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届の提出と併せて返却すること。なお、入札参加申込み以前に入札しないことが決まった場合は、令和７年５月７日（水）までに速やかに返却すること。

４　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

５　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１６日（金）午前９時から午後４時まで

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

６　入札手続等

⑴　入札方法

単価（月額）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１

００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア　受領期限

令和７年５月２７日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ　送付先

〒３３０－００５５　さいたま市浦和区東高砂町１１－１　さいたま市教育委員会中央図書館管理課

⑶　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２９日（木）午後２時００分

イ　場所

さいたま市浦和区東高砂町１１－１　さいたま市教育委員会中央図書館

⑷　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２９日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

６⑶イに同じ

⑹　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、同条第３項の規定による調査基準価格を下回った場合は、調査を行い落札者を決定する。

⑺　入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成１５年さいたま市制定）第１５条に該当する入札は無効とする。

⑻　入札事務を担当する課

さいたま市浦和区東高砂町１１－１　さいたま市教育委員会中央図書館管理課

電話　０４８（８７１）２１７６

７　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

否

８　その他

⑴　この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア　名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html

イ　申請場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

電話　０４８（８２９）１１７９　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

ウ　受付時間

休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑶　契約条項等は、さいたま市教育委員会中央図書館管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑷　詳細は、入札説明書による。

９　Summary

⑴　Lease contract for tender:

Servers and Peripheral Devices for Saitama Municipal Library’s Computer System

⑵　Date and time of tender:

May 29, 2025, 2:00 pm

⑶　Contact point for the notice:

Management Division, Central Library, Board of Education, Saitama City

11-1 Higashitakasago-cho, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-0055, Japan

Tel: 048-871-2176

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第４９号

次のとおり落札者等について公示します。

令和７年４月１５日

さいたま市長　清　水　勇　人

「掲載事項」

①案件番号　②物品等又は特定役務の名称及び数量　③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地　④落札者又は随意契約の相手方を決定した日　⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地）　⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額　⑦契約の相手方を決定した手続　⑧公告又は公示をした日　⑨随意契約によることとした理由

①４９－１　②さいたま市本庁舎外清掃業務　一式　③さいたま市財政局財政部庁舎管理課　さいたま市浦和区常盤６－４－４　④令和７年３月６日　⑤株式会社むさしビルクリーナー　代表取締役　坪井宣子　さいたま市浦和区常盤３－３－９　⑥４１，３９７，４００円　⑦一般競争入札　⑧令和７年１月２２日公告（調達）第３号

①４９－２　②さいたま市市税等収納滞納帳票作成業務　③さいたま市財政局税務部収納対策課　さいたま市浦和区常盤６－４－４　④令和７年３月７日　⑤株式会社コタニ浦和営業所　所長　平沢貴夫　埼玉県さいたま市浦和区仲町２－１４－７－２０３　⑥３３，５８４，３６４円　⑦一般競争入札　⑧令和７年１月２２日さいたま市公告（調達）第４号

①４９－３　②さいたま市本庁舎外８４施設で使用する電気　５２，７３７，２９８キロワット時　③さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課　さいたま市浦和区常盤６－４－４　④令和７年３月１３日　⑤日鉄エンジニアリング株式会社サービスビジネス本部　電力ソリューション部長　竹井豪　東京都品川区大崎１－５－１大崎センタービル　⑥１，２５１，６７５，６３０円　⑦随意契約　⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第１１条第１項第１号

①４９－４　②さいたま市食肉中央卸売市場で使用する電気　３，２４０，０００キロワット時　③さいたま市経済局農業政策部食肉中央卸売市場　さいたま市大宮区吉敷町２－２３　④令和７年３月６日　⑤東京電力エナジーパートナー株式会社　代表取締役　長﨑桃子　東京都千代田区内幸町１－１－３　⑥８４，８４６，６００円　⑦一般競争入札　⑧令和７年１月２２日さいたま市公告（調達）第９号

①４９－５　②藤右衛門中継ポンプ場外１６か所で使用する電気　４，６３０，０００キロワット時　③さいたま市建設局下水道部下水道維持管理課　さいたま市浦和区常盤６－４－４　④令和７年３月６日　⑤東京電力エナジーパートナー株式会社　代表取締役　長﨑桃子　東京都千代田区内幸町１－１－３　⑥１４４，９７８，４８６円　⑦一般競争入札　⑧令和７年１月２２日さいたま市公告（調達）第１０号

①４９－６　②消防救急デジタル無線基地局設備保守業務　一式　③さいたま市消防局警防部指令課　さいたま市浦和区常盤６－１－２８　④令和７年２月２８日　⑤東日本電信電話株式会社埼玉事業部　執行役員埼玉事業部長　市川泰吾　さいたま市浦和区常盤５－８－１７　⑥４９，９４０，０００円　⑦随意契約　⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号該当

①４９－７　②さいたま市収納データ作成等処理業務　一式　③さいたま市出納室出納課　さいたま市浦和区常盤６－４－４　④令和７年３月５日　⑤ＡＧＳ株式会社　代表取締役　中野真治　さいたま市浦和区針ヶ谷４－３－２５　⑥７１，９８４，６２７円　⑦随意契約　⑨地方公共団体の物品等

又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第１１条第１項第１号該当

①４９－８　②さいたま市教職員人事給与システム運用保守業務　一式　③さいたま市教育委員会事務局学校教育部教職員給与課　さいたま市浦和区常盤６－４－４　④令和７年３月１８日　⑤株式会社日立製作所北関東支店　支店長　井戸川誠一　さいたま市大宮区桜木町１－１０－１６　⑥４８，８２６，８００円　⑦随意契約　⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号該当

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第６５６号

令和７年度政令指定都市市民による都市イメージ比較調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年４月１１日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

令和７年度政令指定都市市民による都市イメージ比較調査業務

⑵　履行場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所外

⑶　業務概要

入札説明書のとおり

⑷　履行期間

契約締結の日から令和７年９月３０日まで

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において、令和７・８年度競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」、営業品目（小分類）「市場調査業務」又は営業品目（小分類）「世論調査業務」で登載されている者であること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約から

の暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑹　令和５年４月１日以降に、次のいずれの条件も満たす者であること。

ア　国又は地方公共団体と同種の調査業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を２件以上有する者

イ　国、地方公共団体又は民間企業を問わず、Ｗｅｂ法アンケート調査業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

ア　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市市長公室秘書広報部広報課
　　担当　広報係　福井　電話　０４８（８２９）１０３９

イ　さいたま市ホームページからダウンロード
　　https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p120319.html

⑵　交付期間

告示の日から令和７年４月２５日（金）まで（３⑴アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）

⑶　交付費用

無償

４　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴アに同じ

⑷　提出方法

持参又は郵送

５　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴アに同じ

⑵　交付日時

令和７年４月３０日（水）午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

６　競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

⑴　本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

⑵　競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

７　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月７日（水）午後２時００分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟２階第１会議室

⑶　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑷　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月７日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

７⑵イに同じ

⑸　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

⑹　入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

⑺　入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市市長公室秘書広報部秘書課

電話　０４８（８２９）１０１４　ＦＡＸ　０４８（８３３）１５７８

⑻　業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市市長公室秘書広報部広報課

電話　０４８（８２９）１０３９　ＦＡＸ　０４８（８２９）１０１８

８　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

否

９　その他

⑴　提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

⑵　この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑶　入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

⑷　契約条項等は、さいたま市市長公室秘書広報部広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑸　詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第６１４号

さいたま市新庁舎整備事業に係る環境影響評価業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき告示する。

令和７年４月４日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

さいたま市新庁舎整備事業に係る環境影響評価業務

⑵　履行場所

さいたま市大宮区北袋町１－６０３－１　外

⑶　業務概要

特記仕様書のとおり

⑷　履行期間

契約締結の日から令和１０年３月２７日（月）まで

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(設計・調査・測量)（以下「名簿」という。）に業務「建設コンサルタント」、業務分類「建設環境」内の「環境調査・計画」で登載されている者であること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）又は、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者でないこと。若しくは更生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者については、入札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。若しくは再生手続開始の決定がなされた者であること。ただし、民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、入札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

⑹　平成２７年４月１日以降に、埼玉県内で環境影響評価業務における調査計画書（方法書）作成から評価書作成までの一連の業務（一括か分割かは問わない、条例又は法対象事業）を契約し、かつ誠実に履行した実績を有している者であること。

⑺　以下の要件を全て満たす管理技術者、照査技術者を配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者は兼ねることはできない。

ア　技術士法（昭和５８年法律第２５号）に定める技術士（建設部門：建設環境、環境部門：環境影響評価、総合技術監理部門：建設－建設環境、総合技術監理部門：環境－環境影響評価）の資格のうち、いずれかを有する者であること。

イ　平成２７年４月１日以降に、埼玉県内における環境影響評価業務における調査計画書（方法書）作成から評価書作成の一連の業務（一括か分割かは問わない、条例又は法対象事業）の実績を有する者

⑻　以下の全ての認証を取得している者であること。

ア　品質マネジメントシステム（ＩＳＯ９００１）

イ　環境マネジメントシステム（ＩＳＯ１４００１）

ウ　情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＯ２７００１）、又は個人情報保護マネジメントシステム（ＪＩＳＱ１５００１）のいずれか

エ　事業継続マネジメントシステム（ＩＳＯ２２３０１）、又はレジリエンス認証制度（一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会）のいずれか

3　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。

⑴　交付費用

無償

⑵　交付方法

さいたま市ホームページに掲載

https://www.city.saitama.lg.jp/006/007/002/022/001/004/p119954.html

4　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格確認（以下「資格確認」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において資格確認を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

告示の日から令和７年４月２８日（月）まで（休日を除く午前９時から午後４時まで）

⑶　受付場所

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部新庁舎等整備担当

電話　０４８（８２９）１０３８

⑷　提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

資格確認終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

４⑶に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月７日（水）午前９時から午後４時まで

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6　競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

⑴　本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

⑵　競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出資料について、虚偽の記載をしたとき

7　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月１６日（金）午前１０時００分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟２階第２会議室

⑶　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑷　最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月１６日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

７⑵イに同じ

⑹　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

⑻　入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
（企画・広域行政・ＳＤＧｓ推進担当）

電話　０４８（８２９）１０３３　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９９７

⑼　業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
（新庁舎等整備担当）

電話　０４８（８２９）１０３８　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９９７

8　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定

に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

否

９　その他

⑴　提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

⑵　この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑶　契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑷　詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第６６４号

令和７年度さいたま市総合防災訓練・防災フェア（第４６回九都県市合同防災訓練・中央会場）会場設営等支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年４月１１日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

令和７年度さいたま市総合防災訓練・防災フェア（第４６回九都県市合同防災訓練・中央会場）会場設営等支援業務

⑵　履行場所

荒川総合運動公園（さいたま市桜区大字在家５９１番地）外

⑶　業務概要

仕様書のとおり

⑷　履行期間

契約締結の日から令和７年１２月２６日（金）まで

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物等」内の営業品目「催物の企画・運営等関連業務」又は「催物の会場設営業務」のいずれかで登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

⑵　過去９年（平成２８年以降）の間に国又は地方公共団体を相手方とし、契約金額１０，０００，０００円以上の同種の防災訓練の会場設営・運営業務を受託した実績があること。

⑶　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７

７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑷　本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

３　入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。なお、仕様書は貸与するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市総務局危機管理部防災課

担当　防災対策係　電話　０４８（８２９）１１２７

⑵　交付期間

本入札の告示日から令和７年４月２５日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）

⑶　交付費用

無償

⑷　仕様書の返却

入札説明書のとおり

４　一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

５　一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１日（木）午前９時から午後５時まで

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

６　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月１３日（火）午後４時００分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所消防庁舎３階関係課会議室

⑶　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑷　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月１３日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

６⑵イに同じ

⑸　最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

⑹　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第４項及び第５項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

⑻　入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市総務局危機管理部危機管理課

電話　０４８（８２９）１１２５　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９３６

⑼　業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市総務局危機管理部防災課

電話　０４８（８２９）１１２７　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９７８

７　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

否

８　その他

⑴　提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

⑵　入札後、入札参加者は、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

⑶　契約条項等は、さいたま市総務局危機管理部防災課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑷　詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第６４８号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年４月１１日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名（物品の購入）

指導車

⑵　納入場所

さいたま市浦和区常盤６－１－２８　さいたま市消防局

⑶　数量・特質等

入札説明書のとおり

⑷　納入期限

令和８年３月１３日

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「車輌・船舶・バイク・自転車」で登載されている者であること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、２の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

担当　物品契約係　電話０４８（８２９）１１８１

⑵　交付期間

告示の日から令和７年５月９日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後５時まで）

⑶　交付費用

無償

４　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

５　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１９日（月）及び令和７年５月２０日（火）午前９時から午後５時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6　競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

⑴　本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

⑵　競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）午後２時４０分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟１階第１入札室

⑶　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑷　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

７⑵イに同じ

⑸　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑹　入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

⑺　問合せ先

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

電話　０４８（８２９）１１８１　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

8　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

９　その他

⑴　契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑵　詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第６４９号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年４月１１日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名（物品の購入）

人員輸送車

⑵　納入場所

さいたま市浦和区常盤６－１－２８　さいたま市消防局

⑶　数量・特質等

入札説明書のとおり

⑷　納入期限

令和８年３月１３日

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「車輌・船舶・バイク・自転車」で登載されている者であること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、２の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

担当　物品契約係　電話０４８（８２９）１１８１

⑵　交付期間

告示の日から令和７年５月９日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後５時まで）

⑶　交付費用

無償

4　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

5　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１９日（月）及び令和７年５月２０日（火）午前９時から午後５時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6　競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

⑴　本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

⑵　競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）午後２時５０分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟１階第１入札室

⑶　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑷　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

７⑵イに同じ

⑸　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑹　入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

⑺　問合せ先

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

電話　０４８（８２９）１１８１　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

８　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

９　その他

⑴　契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑵　詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第６５０号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年４月１１日

さいたま市長　清　水　勇　人

1　競争入札に付する事項

⑴　件名（物品の購入）

小型搬送車

⑵　納入場所

さいたま市浦和区常盤６－１－２８　さいたま市消防局

⑶　数量・特質等

入札説明書のとおり

⑷　納入期限

令和８年３月１３日

2　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「車輌・船舶・バイク・自転車」で登載されている者であること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、２の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

担当　物品契約係　電話０４８（８２９）１１８１

⑵　交付期間

告示の日から令和７年５月９日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後５時まで）

⑶　交付費用

無償

4　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

5　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１９日（月）及び令和７年５月２０日（火）午前９時から午後５時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6　競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

⑴　本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

⑵　競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）午後３時００分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟１階第１入札室

⑶　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑷　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

７⑵イに同じ

⑸　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑹　入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

⑺　問合せ先

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

電話　０４８（８２９）１１８１　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

８　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

９　その他

⑴　契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑵　詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第６５１号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年４月１１日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名（物品の購入）

ア　真空冷却機

イ　牛乳保冷庫

ウ　立体炊飯器

エ　フードスライサー

オ　業務用冷凍庫　外２件

カ　フライヤー

キ　消毒保管庫（仲本小学校）外１件

ク　ガス回転釜（上木崎小学校）外８件

⑵　納入場所

ア　さいたま市桜区神田５４１－１　さいたま市立神田小学校　外５校

イ　さいたま市南区広ヶ谷戸２４　さいたま市立大谷口小学校　外５校

ウ　さいたま市大宮区大成町２－３７９　さいたま市立大成中学校　外１校

エ　さいたま市浦和区領家４－１９－４　さいたま市立木崎小学校　外６校

オ　さいたま市浦和区本太２－１２－３１　さいたま市立仲本小学校　外１４校

カ　さいたま市桜区神田５４１－１　さいたま市立神田小学校　外３校

キ　さいたま市浦和区本太２－１２－３１　さいたま市立仲本小学校

ク　さいたま市浦和区上木崎３－４－３　さいたま市立上木崎小学校

⑶　数量・特質等

入札説明書のとおり

⑷　納入期限

令和８年３月３１日

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において令和７・８年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「厨房機器」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、２の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

担当　物品契約係　電話０４８（８２９）１１８１

⑵　交付期間

告示の日から令和７年５月９日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後５時まで）

⑶　交付費用

無償

4　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

5　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１５日（木）及び令和７年５月１６日（金）午前９時から午後５時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6　競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

⑴　本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

⑵　競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

⑴　入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札の日時及び場所

ア　日時

(ｱ)　１(1)アの物品　令和７年６月２日（月）午前１０時００分

(ｲ)　１(1)イの物品　令和７年６月２日（月）午前１０時１５分

(ｳ)　１(1)ウの物品　令和７年６月２日（月）午前１０時３０分

(ｴ)　１(1)エの物品　令和７年６月２日（月）午前１０時４５分

(ｵ)　１(1)オの物品　令和７年６月２日（月）午前１１時００分

(ｶ)　１(1)カの物品　令和７年６月２日（月）午前１１時１５分

(ｷ)　１(1)キの物品　令和７年６月２日（月）午前１１時３０分

(ｸ)　１(1)クの物品　令和７年６月２日（月）午前１１時４５分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－１４－１６　さいたま市水道局水道庁舎２階会議室

(3)　入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4)　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年６月２日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

７(2)イに同じ

(5)　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6)　入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

(7)　問合せ先

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

電話　０４８（８２９）１１８１　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

8　契約手続等

(1)　契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2)　契約書作成の要否

要

9　その他

(1)　契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

(2)　詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第６５２号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年４月１１日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名（物品の購入）

小学校給食用ランチ皿　外２件

⑵　納入場所

さいたま市浦和区岸町４－１－２９　さいたま市立高砂小学校外７５校

⑶　数量・特質等

入札説明書のとおり

⑷　納入期限

令和７年８月８日

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において令和７・８年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「厨房機器」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、２の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

担当　物品契約係　電話０４８（８２９）１１８１

⑵　交付期間

告示の日から令和７年４月２５日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後５時まで）

⑶　交付費用

無償

4　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

5　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月８日（木）及び令和７年５月９日（金）午前９時から午後５時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6　競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

⑴　本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

⑵　競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２１日（水）午後２時００分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟１階第１入札室

⑶　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑷　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２１日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

７⑵イに同じ

⑸　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑹　入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

⑺　問合せ先

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

電話　０４８（８２９）１１８１　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

８　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

９　その他

⑴　契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑵　詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第６５３号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年４月１１日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名（物品の購入）

垂直ゲート付ダンプ車２ｔ積載

⑵　納入場所

さいたま市西区宝来５２－１　さいたま市西部清掃事務所

さいたま市緑区大崎３１７　さいたま市東部清掃事務所

⑶　数量・特質等

入札説明書のとおり

⑷　納入期限

令和８年３月２７日

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「車輌・船舶・バイク・自転車」で登載されている者であること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、２の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

担当　物品契約係　電話０４８（８２９）１１８１

⑵　交付期間

告示の日から令和７年５月９日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後５時まで）

⑶　交付費用

無償

４　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

5　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１５日（木）及び令和７年５月１６日（金）午前９時から午後５時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6　競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

⑴　本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

⑵　競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）午後３時３０分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟１階第１入札室

⑶　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑷　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２８日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

７⑵イに同じ

⑸　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑹　入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

⑺　問合せ先

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

電話　０４８（８２９）１１８１　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

８　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

９　その他

⑴　契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑵　詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第６４６号

さいたま市納税コールセンター業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年４月１１日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

さいたま市納税コールセンター業務

⑵　履行場所

市が指定する場所

⑶　業務内容

仕様書のとおり

⑷　履行期間

令和７年１０月１日から令和８年９月３０日まで

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下

「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「その他の業務」内の「コールセンター業務」で登載されている者であること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　開札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　開札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑹　一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（ＪＩＳＱ１５００１）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準ＪＩＳＱ２７００１（ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１）の認定を受けている者であること。

⑺　令和２年度以降債権の回収に係る納付呼びかけ業務、若しくはコールセンター運営業務について、国、人口３０万人以上の地方公共団体又はそれらと同等規模の独立行政法人との契約履行実績があり、契約書の写し及び業務完了検査済証の写しを提出できる者であること。

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p120252.html

⑵　交付期間

告示の日から令和７年５月９日（金）まで

４　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札書の受領期限において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

告示の日から令和７年５月９日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後５時まで

とし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

⑶　受付場所

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局税務部収納対策課

⑷　提出方法

持参又は郵送

5　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

４⑶に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１６日（金）午前９時から午後５時まで

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２９日（木）午前１０時００分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－２１　ときわ会館５階小ホール

⑶　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑷　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２９日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

６⑵イに同じ

⑸　最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

⑹　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

⑻　入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局税務部税制課

電話　０４８（８２９）１１６０　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

⑼　業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局税務部収納対策課

電話　０４８（８２９）１１６７　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９６２

７　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

否

８　その他

⑴　提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

⑵　入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

⑶　仕様書は、開札後、さいたま市財政局税務部収納対策課へ返却すること。

⑷　この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑸　契約条項等は、さいたま市財政局税務部収納対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑹　詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第６４０号

さいたま市大宮区役所維持管理・運営モニタリング支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年４月１０日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

さいたま市大宮区役所維持管理・運営モニタリング支援業務

⑵　履行場所

さいたま市大宮区吉敷町１－１２４－１外

⑶　業務概要

仕様書のとおり

⑷　履行期間

令和７年６月２日から令和８年３月２７日まで

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」、営業品目（小分類）「市場調査業務」又は営業品目（小分類）「その他業務」内の「集計・調査、企画研究、計画策定業務」で登載されている者であること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　平成３０年度以降において、本市又は国、県若しくは他の地方公共団体とＰＦＩ事業のモニタリング等に関する支援業務の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

３　仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、さいたま市大宮区役所維持管理・運営モニタリング支援業務仕様書等を１部交付するものとする。なお、郵送による交付を希望する場合は、担当まで連絡すること。その場合の郵送料は、本入札参加希望者の負担とする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市市民局区政推進部

担当　鈴木　電話　０４８（８２９）１８３４

⑵　交付期間

告示の日から令和７年５月７日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前８時３０分から午後４時まで）

⑶　交付費用

無償

４　質問の受付及び回答

本入札の業務等に質問のある場合は、次のとおり電子メールにより受け付けるものとする。質問の書式は自由とするが、質問事項は電子メールの本文にテキストで記述すること。

⑴　受付先

電子メールアドレス　*kusei-suishin@city.saitama.lg.jp*

電子メールの表題は「維持管理・運営モニタリング支援業務委託に関する質問」とすること。

⑵　受付期間

本告示日から令和７年４月２５日（金）正午まで

⑶　回答方法等

令和７年４月２５日（金）までに仕様書を交付した全ての業者に対して回答するものとする。

なお、質問した業者名は非公開とし、電子メールで回答するので、３の仕様書等の交付の際に、回答の送付を希望する電子メールアドレスを伝えること。

５　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　２⑷を証明する契約書の写し及び完了検査の検査結果通知書の写し

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参又は郵送

⑸　郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア　受領期限

令和７年５月７日（水）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ　送付先

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市市民局区政推進部

６　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１４日（水）午前９時から午後４時まで

⑶　その他

郵送希望者については、５の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

７　競争入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和７年５月１５日（木）午後４時までにさいたま市市民局区政推進部に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

８　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２２日（木）午前１０時００分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所本庁舎西会議棟２階第３会議室

⑶　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑷　入札に関する注意事項

ア　入札参加資格の確認

(ｱ)　入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

(ｲ)　入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ　提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

ウ　入札の辞退

入札参加資格がある旨の確認通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

エ　独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為を行ってはならない。

オ　入札回数等

(ｱ)　再度入札は、１回までとする。

(ｲ)　初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

カ　その他

(ｱ)　本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

(ｲ)　一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月２２日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

８⑵イに同じ

⑹　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が２者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

⑺　入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

⑻　入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市市民局区政推進部

電話　０４８（８２９）１８３４　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９９２

９　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

否

１０　その他

⑴　本契約に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑶　提出された書類は、返却しない。

⑷　本入札の手続きに係る一切の経費は、入札参加者の負担とする。

⑸　提出された各資料は、特別な事情がない限り再提出は認めない。

さいたま市告示第６３２号

さいたま市被保護者健康管理支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年４月９日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

さいたま市被保護者健康管理支援業務

⑵　履行場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４外

⑶　業務概要

仕様書のとおり

⑷　履行期間

契約締結日から令和８年３月１９日まで

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下

「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「その他の業務」で登載されている者であること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　過去２年の間に、診療報酬明細書等の医療データ分析業務の事業実績を有する者であること。

⑸　過去２年の間に、国民健康保険等における生活習慣病重症化予防の保健指導業務の実績を有する者であること。

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課

担当　保護係　電話　０４８（８２９）１８４５

⑵　交付期間

告示の日から令和７年５月７日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）

⑶　交付費用

無償

４　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

５　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１２日（月）午前９時から午後４時まで

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

６　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月１９日（月）午前１０時００分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟２階第３会議室

⑶　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑷　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月１９日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

６⑵イに同じ

⑸　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑹　入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

⑺　入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課

電話　０４８（８２９）１２５２　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９６１

⑻　業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課

電話　０４８（８２９）１８４５　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９６１

７　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

否

８　その他

⑴　契約条項等は、さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p120250.html

⑵　詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第６１５号

さいたま市乳幼児健康診査・幼児歯科健康診査書類等印刷・封入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年４月４日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

さいたま市乳幼児健康診査・幼児歯科健康診査書類等印刷・封入業務

⑵　履行場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　外

⑶　業務概要

仕様書のとおり

⑷　履行期間

契約締結の日から令和８年３月９日まで

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「印刷（製本含む）」又は「催物、映画、広告、その他の業務」の営業品目（大分類）「８１：その他の業務」の営業品目（小分類）「封入及び封かん業務」で登載されていること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと

とされた者

⑶　本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

⑷　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p119971.html

⑵　交付期間

告示の日から令和７年４月１６日（水）午後４時まで

４　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

告示の日から令和７年４月１６日（水）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）。なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に電話連絡をすること。

⑶　受付場所

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４

さいたま市子ども未来局子ども育成部母子保健課

担当　母子保健係　電話　０４８（８２９）１５８６

⑷　提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留を含む。）による郵送により提出すること。

５　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

４⑶に同じ

⑵　交付日時

令和７年４月１８日（金）午前９時から午後４時まで

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

６　入札手続等

⑴　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年４月２３日（水）午後３時００分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所西会議棟２階第１会議室

⑶　入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑷　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年４月２３日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

６⑵イに同じ

⑸　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第４項及び第５項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑹　入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

⑺　入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課

電話　０４８（８２９）１９０９　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９６０

⑻　業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市子ども未来局子ども育成部母子保健課

電話　０４８（８２９）１５８６　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９６０

７　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定

に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

否

８　その他

⑴　提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

⑵　この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑶　契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部母子保健課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑷　詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第６５４号

さいたま市立浦和南高等学校ＡＬ教室システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年４月１１日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　競争入札に付する事項

⑴　件名

さいたま市立浦和南高等学校ＡＬ教室システム賃貸借

⑵　借入場所

さいたま市南区辻６－５－３１

⑶　数量・特質等

仕様書のとおり

⑷　借入期間

令和７年９月１日から令和１１年８月３１日まで

２　競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目（大分類）「ＯＡ機器・用品」内の営業品目（小分類）「パソコンシステム（配線工事を伴うもの）」で登載されている者であること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと

とされた者

⑶　本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

３　入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

⑴　交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課

担当　管理係　電話　０４８（８２９）１６７３

⑵　交付期間

告示の日から令和７年４月３０日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）

⑶　交付費用

無償

４　競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

⑵　受付期間

３⑵に同じ

⑶　受付場所

３⑴に同じ

⑷　提出方法

持参

５　競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

⑴　交付場所

３⑴に同じ

⑵　交付日時

令和７年５月１４日（水）午前９時から午後４時まで

⑶　その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

６　入札手続等

⑴　入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料１月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書等に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書等に記載すること。

⑵　入札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月３０日（金）　午後２時１５分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所第二別館１階第１会議室

⑶　入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑷　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月３０日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

６⑵イに同じ

⑸　落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑹　入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

⑺　入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課

電話　０４８（８２９）１６７３　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９９０

７　契約手続等

⑴　契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

⑵　契約書作成の要否

要

⑶　議決の要否

否

８　その他

⑴　契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html

⑵　詳細は、入札説明書による。

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市告示第６３１号

さいたま市次世代型太陽電池等の導入推進支援業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和７年４月９日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　企画提案書の招請に付する事項

⑴　件名

さいたま市次世代型太陽電池等の導入推進支援業務

⑵　履行場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４外

⑶　業務概要

本業務は、本市の地理的特性や、社会情勢、再生可能エネルギーのポテンシャル調査など踏まえた上で、本市にとって有益な温室効果ガス削減手段を検討するため、調査・分析を行った「脱炭素推進支援業務」の次の段階として、効果的な脱炭素施策を実施するための実証事業に向けた提案を行うものである。

⑷　履行期間

契約締結の日から令和８年３月２７日まで

２　企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴　特定共同企業体の場合

次のア～エの全ての要件を満たす構成員（イは代表構成員のみ）により結成されたものとし、その結成方法は、オによるものとする。

ア　告示の日において、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登載されている者であること。なお、代表構成員は、名簿（物品等）に業種区分「催物、映画、広告、その他の業種」、大分類「その他の業務」、小分類「集計・調査、企画研究、計画策定業務」又は名簿（設計・調査・測量）のうち業務「建築関連コンサルタント」又は「建設コンサルタント」で登載されている者であること。

イ　以下の実績を全て満たしていることを必要とする。

⑺　現場責任者、技術管理者が技術士（環境部門、電気電子部門、建設部門のうち、一つ以上）の資格を有すること。

⑴　次世代型太陽電池等及び水素利活用に係る調査・検討等に係る等に係る契約を国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体との間で過去５年間において１回以上締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績を有するものとする。

ウ　次のいずれにも該当しない者であること。

⑺　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を

受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７条）第３２号第１項各号に掲げる者

(ｲ) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(ｳ) 中小企業組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

エ　告示の日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

オ　特定共同企業体の結成方法は、２者又は３者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(ｱ) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。

a　２者の場合　３０パーセント以上

b　３者の場合　２０パーセント以上

(ｲ) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。

(ｳ) 構成員は、本プロポーザルに係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

(2) 単体企業の場合

上記(1)ア～エに掲げる代表構成員の要件を全て満たしている者（本プロポーザルに係る特定共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加している者を除く。）であること。

3　企画提案に係る実施要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案に係る実施要項等を交付する。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード（以下「ホームページ」とはこのアドレスをいう。）

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p119633.html

(2) 交付期間

本告示日から令和７年５月９日（金）まで

4　質問の受付及び回答

企画提案書の提出を希望する者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(1) 受付期間

本告示日から令和７年４月２５日（金）午後４時まで

(2) 受付方法

電子メール（詳細は企画提案に係る実施要項による。）

メールアドレス　zerocarbon-suishinsenryaku@city.saitama.lg.jp

(3) 到達確認先

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課
電話　０４８（８２９）１３２４

⑷　質問に対する回答予定日

令和７年５月２日（金）までに行う。

⑸　回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

５　参加表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思表明の手続きを行い、参加資格の確認審査を受けること。

⑴　提出書類

ア　単体企業の場合

㈠　プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式３）

㈡　業務経歴書（様式５）

イ　特定共同企業体の場合

㈠　共同企業体プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式６）

㈡　共同企業体協定書（様式７）

㈢　共同企業体協定書第８条に基づく協定書（様式８）

㈣　委任状（様式９）

㈤　業務経歴書（様式５）

⑵　提出期限

令和７年４月２５日（金）午後４時まで

⑶　受付場所

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課

⑷　提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）により提出すること。

⑸　参加資格の確認

参加資格確認終了後、令和７年４月２８日（月）を目途に、参加資格確認通知書をプロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書に記載された連絡先に郵送する。

６　企画提案書等の提出

⑴　提出書類

企画提案に係る招請説明書の「８　企画提案書等の提出」に定める書類について、それぞれ正本１部、副本９部（複写可）及び電子データを提出すること。

⑵　受付期間

令和７年４月３０日（水）から令和７年５月９日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

⑶　受付場所

５⑶に同じ

⑷　提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）により提出すること。

⑸　無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア　２に定める資格要件を満たさなくなったとき。

イ　企画提案書に虚偽の記載をしたとき。

ウ　審査の公平性を害する行為を行ったとき。

エ　見積書の見積価格（消費税及び地方消費税を含む）が「実施要項」に掲げる事業費限度額を超えているとき。

オ　「別紙　評価基準」に示す各評価項目・評価基準（見積価格を除く）の提案が記載されていないとき。

カ　プレゼンテーションに参加しなかったとき。

７　業者決定の方法

業者決定は、事業者選定委員会による書類審査を実施し委託業者を選定する。

業者決定に当たっての審査方法等は、「実施要項」を参照すること。

８　プレゼンテーション

参加資格確認通知書により、参加資格を有すると認められた者のうち、プレゼンテーション審査への出席を要請された者は、令和７年５月２２日（木）に実施を予定する事業者選定委員会において、企画提案書を補完する説明（プレゼンテーション）を行うこと。なお、時間、場所等の詳細については、令和７年５月１３日（火）を目途に通知する。

９　本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課

電話　０４８（８２９）１３２４　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９９１

１０　その他

⑴　この企画提案書の招請手続に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

⑵　提出された企画提案書等は、返却しない。

⑶　詳細は、実施要項等による。

さいたま市告示第６５７号

岩槻駅東西自由通路デジタルサイネージ設置業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和７年４月１１日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　企画提案書の招請に付する事項

⑴　件名

岩槻駅東西自由通路デジタルサイネージ設置業務

⑵　履行場所

さいたま市岩槻区本町１－１－１

⑶　業務概要

岩槻駅周辺地区は、本市の副都心と位置付けられており、文化・交流機能の充実による特色ある拠点形成を図る地区と位置付けられている。現在、城下町としての歴史や人形のまちとしての伝統などの観光資源を生かして、さいたま観光国際協会及び岩槻駅観光案内所と連携しながら効果的な情報発信と回遊を促進しているが、今後のデジタル化社会に対応するために、デジタルサイネージを活用しながら更なる観光客等の利便性・回遊性の向上を図るもの。

⑷　履行期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

⑸　予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は１０，８０５，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

２　企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

⑴　本招請日において、「令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）」に登載されている者であること。

⑵　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑶　本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑸　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

⑹　中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和３２年法律第１８５号)に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

⑺　国又は地方公共団体と令和２年度以降に一契約で、『デジタルサイネージ設置業務』を元請で契約し、これを誠実に履行した実績を有する者であること。

３　企画提案に係る実施要領等の交付

⑴　交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p120342.html

⑵　交付期間

本招請日から令和７年５月１４日（水）午後４時まで

4　参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次により参加意思の表明手続きを行うこと。

⑴　提出書類

参加意思表明書及び業務経歴書　各１部

⑵　提出期間

本招請日から令和７年４月２５日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで）

⑶　提出方法

電子メール

⑷　提出先

さいたま市岩槻区役所区民生活部観光経済室

メールアドレス　kanko-keizai-iwatsuki@city.saitama.lg.jp

5　質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

⑴　受付期間

本招請日から令和７年４月２５日（金）午後４時まで

⑵　受付方法

ア　電子メール

イ　電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ　提出先・到達確認に関する問い合わせ先

さいたま市岩槻区役所区民生活部観光経済室　電話０４８（７９０）０１１８

メールアドレスは４⑷に同じ

⑶　質問に対する回答予定日

令和７年４月３０日（水）までに行う。

⑷　回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

公表場所は３⑴に同じ

6　企画提案書等の提出

⑴　提出書類

企画提案書等一式（詳細は実施要領による）

⑵　提出期間

令和７年５月１日（木）から令和７年５月１４日（水）まで（休日を除く午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで）

⑶　提出場所

さいたま市岩槻区本町３－２－５　（ワッツ東館４階）

さいたま市岩槻区役所区民生活部観光経済室

⑷　提出方法

持参又は郵送（書留や特定記録等により配達されたことが証明できる方法）

⑸　無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア　２に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ　提出書類に虚偽の記載をした企画提案書

ウ　審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ　１⑸に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ　プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

カ　提出期限までに提出されなかった企画提案書

７　業者決定の方法

業者の決定にあたっては、岩槻駅東西自由通路デジタルサイネージ設置業務事業者選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施し決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

８　その他

⑴　最優秀提案者特定の日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

⑵　本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

⑶　この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

⑷　提出された企画提案書等は、返却しない。

⑸　企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。

⑹　詳細は、実施要領による。

９　連絡先

さいたま市岩槻区本町３－２－５　（ワッツ東館４階）

さいたま市岩槻区役所区民生活部観光経済室

電話　０４８（７９０）０１１８　ＦＡＸ　０４８（７９０）０２６０

〔水道局〕

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市水道局公告（調達）第５号

次のとおり落札者等について公示します。

令和７年４月１５日

さいたま市水道事業管理者　小　島　豪　彦

「掲載事項」

①案件番号　②物品等又は特定役務の名称及び数量　③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地　④落札者又は随意契約の相手方を決定した日　⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地）　⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額　⑦契約の相手方を決定した手続　⑧公告又は公示をした日　⑨随意契約によることとした理由

①５－１　②次亜塩素酸ナトリウム（単価契約）　５６８，０００ｋｇ　③さいたま市水道局業務部管財課　さいたま市浦和区常盤６－１４－１６　④令和７年３月１２日　⑤大和化成株式会社埼玉営業所　所長　田中正月　埼玉県幸手市上吉羽字堤外１８７０－１７　⑥６７．００円（単価）　⑦一般競争入札　⑧令和７年１月２２日さいたま市水道局公告（調達）第１号

①５－２　②さいたま市水道局水道庁舎外３か所で使用する電気　３，３５０，１８６キロワット時　③さいたま市水道局業務部管財課　さいたま市浦和区常盤６－１４－１６　④令和７年３月１１日　⑤日鉄エンジニアリング株式会社サービスビジネス本部　電力ソリューション部長　竹井豪　東京都品川区大崎１－５－１　大崎センタービル　⑥８６，３２３，６００円　⑦随意契約　⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第１１条第１項第１号該当

①５－３　②水道局基幹系システム管理業務【単価契約】　一式　③さいたま市水道局業務部管財課　さいたま市浦和区常盤６－１４－１６　④令和７年２月７日　⑤一般財団法人埼玉水道サービス公社　代表理事　蓬田潔　さいたま市北区東大成町２－４４５－１　さいたま市水道総合センター２階　⑥ア　水道料金システム管理作業　３,８８５,０００円(月額)　イ　企業会計システム管理作業　１，７３１，１００円（月額）　ウ　個別業務サブシステム管理作業　８０，０００円（月額）　エ　ネットワーク維持管理運用業務　６１７，１１７円（月額）　オ　その他システムに係る支援作業　８４，０００円／回（単価）　⑦随意契約　⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第１１条第１項第１号該当

①５－４　②水道局基幹系システム機器管理業務　一式　③さいたま市水道局業務部管財課　さいたま市浦和区常盤６－１４－１６　④令和７年２月７日　⑤一般財団法人埼玉水道サービス公社　代表理事　蓬田潔　さいたま市北区東大成町２－４４５－１　さいたま市水道総合センター２階　⑥４１，６２２，５９６円　⑦随意契約　⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第１１条第１項第１号該当

①５－５　②営業系業務に関する水道料金システム帳票作成等業務【単価契約】　一式　③さいたま市水道局業務部管財課　さいたま市浦和区常盤６－１４－１６　④令和７年２月７日　⑤一般財団法人埼玉水道サービス公社　代表理事　蓬田潔　さいたま市北区東大成町２－４４５－１　さいたま市水道総合センター２階　⑥⑴検針業務に係る委託作業　ア　計量帳票に関する事務　３７３，０００円（月額）　イ　圧着はがき「使用水量等のお知らせ」作成事務　４．３９円／枚（単価）　ウ　圧着はがき「汚水排水量等のお知らせ」作成事務　１４．００円／枚（単価）　エ　スマホ用感熱紙（計量）作成事務　３．１３円／枚（単価）　オ　納付書現地投函用封筒作成事務　６．９８円／枚（単価）　カ　水道料金等減額に関する帳票作成等事務　３７２，１００円（月額）　⑵収納業務に係る委託作業　ア　徴収帳票に関する事務　４３２，７００円（月額）　イ　圧着はがき「水道料金・下水道使用料納入通知書」作成事務　４．６０円／枚（単価）　ウ　非圧着紙「水道料金・下水道使用料納入通知書」作成事務　２．００円／枚（単価）　エ　圧着はがき「下水道使用料納入通知書」作

成事務　３０．００円／枚（単価）　オ　圧着はがき「水道料金等お支払いについて(口座・カード登録完了)・クレジットカード決済手続書」作成事務　５．３９円／枚（単価）　カ　スマホ用感熱紙（収納）作成事務　３．１３円／枚（単価）　キ　停水通知等用封筒（収納）作成事務　１１．６０円／枚（単価）　⑶未収整理業務に係る委託作業　ア　未納整理帳票に関する事務　１６３，５００円（月額）　イ　圧着はがき「水道料金等お支払いのお願い」（督促通知書・納付制）作成事務　４．００円／枚（単価）　ウ　圧着はがき「水道料金等再振替のお知らせ」（督促兼再振替通知書・口座振替制）作成事務　４．９５円／枚（単価）　エ　圧着はがき「下水道使用料催告納入通知書」作成事務　６５．００円／枚（単価）　オ　スマホ用感熱紙（未納整理）作成事務　３．１３円／枚（単価）　カ　停水通知等用封筒（未納整理）作成事務　１１．６０円／枚（単価）　⑦随意契約　⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第１１条第１項第１号該当

①５－６　②営業系業務に関する水道料金システム電算処理等業務　一式　③さいたま市水道局業務部管財課　さいたま市浦和区常盤６－１４－１６　④令和７年２月７日　⑤一般財団法人埼玉水道サービス公社　代表理事　蓬田潔　さいたま市北区東大成町２－４４５－１　さいたま市水道総合センター２階　⑥１７０，５９５，４８０円　⑦随意契約　⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第１１条第１項第１号該当

①５－７　②マッピングシステム更新入力業務（単価契約）　一式　③さいたま市水道局業務部管財課　さいたま市浦和区常盤６－１４－１６　④令和７年２月１２日　⑤水道マッピングシステム株式会社　代表取締役　佐藤清和　東京都新宿区内藤町８７　⑥⑴マッピングデータ入力作業　ア　配水管等更新（配・導・送水管・弁栓類）　(ｱ)建設工事（登録）　１２９円／ｍ（単価）　建設工事（削除）　６８円／ｍ（単価）　(ｲ)管理工事（登録）　１９１円／ｍ（単価）　管理工事（削除）　１４９円／ｍ（単価）　(ｳ)弁栓工事（登録）　１，１７７円／箇所（単価）　弁栓工事（削除）　７１５円／箇所（単価）　弁栓工事（変更）　９４６円／箇所（単価）　イ　給水管等更新　(ｱ)新設工事（登録）　４，０７３円／件（単価）　(ｲ)改造工事（登録・削除）　５，７４４円／件（単価）　(ｳ)撤去工事（削除）　１，９９９円／件（単価）　(ｴ)取付替工事（登録・削除）　４，４５２円／件（単価）　(ｵ)井水シンボル（登録・削除・変更）　４６４円／個（単価）　ウ　漏水情報更新　修繕工事（登録）　４８０円／件（単価）　エ　委託点検情報更新　委託点検情報シンボル（登録）　９９７円／件（単価）　オ　配水支管未布設路線選定支援システム更新作業　(ｱ)ポリゴン（登録）　８６６円／件（単価）　ポリゴン（削除）　４３４円／件（単価）　(ｲ)漏水シンボル（削除）　４６３円／個（単価）　カ　地形図修正等　(ｱ)名称（登録）　７１３円／件（単価）　名称（削除）　４３２円／件（単価）　(ｲ)ライン（登録）　１８円／ｍ（単価）　ライン（削除）　９円／ｍ（単価）　(ｳ)ボーリングシンボル（登録）　１，０７０円／個（単価）　キ　配水管仮入力等　仮入力等　４０，１０４円／人日（単価）　ク　地形・属性データ変換等作業　(ｱ)市内全域変換　５５３，７６３円／回（単価）　(ｲ)一部区域変換　２４９，１５８円／回（単価）　ケ　設定変更等　設定変更等　６５，６６２円／人日（単価）　⑵ファイリングデータ入力作業　ア　配・給水管等原図（Ａ０まで）（登録）　２，０５４円／枚（単価）　イ　配・給水管等原図（Ａ０まで・差替）（登録・削除）　２，５０８円／枚（単価）　ウ　配・給水管等（Ａ３まで）（登録）　５６３円／枚（単価）　エ　配・給水管等（Ａ

３まで・差替）（登録・削除）　８９６円／枚（単価）　オ　画像データ（ＣＤ等）（登録）　９３８円／件（単価）　カ　画像データ（ＣＤ等）※変換作業含む（登録）１，０６２円／枚　キ　私道承諾書（登録）　６９４円／枚（単価）　⑦随意契約　　⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第１１条第１項第１号該当